

中央区地域公共交通会議設置要綱

20中土管第179号

平成20年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、区民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に向けた協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づき、「中央区地域公共交通会議（以下「会議」という。）」を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- 一 コミュニティバスの利用実態に関する事項
- 二 コミュニティバスの旅客の利便性の向上に関する事項
- 三 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等に関する事項
- 四 中央区の交通施策を総合的に推進するための計画及び当該計画の内容を具現化し、実行するための戦略に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、会長が必要であると認める事項

(構成及び構成員の任期)

第3条 会議は、別表に掲げる専門分野の知識を有する者及び役職にある者をもって構成する。

- 2 区長は、前項に規定する者を構成員として委嘱し、又は任命する。
- 3 構成員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する会計年度の3月末日までとし、再任を妨げない。
- 4 構成員に欠員が生じた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 会議に会長を1名置く。

- 2 会長は学識経験を有する者のうちから、区長が指名する者とする。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する構成員が、その職務を代理する。

(召集及び関係者の出席)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 構成員は、会議への出席を第3条第1項に規定する者と同等の資格を有する者に委任することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、専門的知見を有する者その他の関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(定足数及び表決)

第6条 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 協議する事項の合意は、出席した構成員（委任により出席した構成員を含む。）の3分の2以上の同意をもって決する。

(部会)

第7条 第2条各号に規定する事項に係る専門的事項を調査し、及び審議するため、必要に応じて会議に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開で行う。

(事務局)

第9条 会議の庶務は、環境土木部環境政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、環境土木部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月4日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成23年11月1日から施行する。